

自動車リサイクル関係事業者向け内容

i-MiEV 駆動用バッテリー リサイクル・回収 マニュアル

目次

リサイクル・回収マニュアル . . .	-2	i-MiEV 駆動用バッテリーの 保管時の留意点	-5
はじめに	-3	i-MiEV 駆動用バッテリーの 運送形態 (荷姿) について	-5
i-MiEV 駆動用バッテリーの リサイクル・回収システム概要	-4	約款	-6

リサイクル・回収マニュアル

M1008000800024

- このマニュアルは三菱自動車工業株式会社 i-MiEV が廃車となった際の「i-MiEV 駆動用バッテリー」のリサイクル・回収マニュアルです。
- 駆動用バッテリーの取外し方法については、別ファイル「廃車時の i-MiEV 駆動用バッテリーの取外し方法」の該当する項目をご覧ください。

車体から i-MiEV 駆動用バッテリーを取外す際の注意点

1. i-MiEV には、高電圧 (330 V) 回路を有しているため、取扱いを誤ると漏電、感電などの原因につながります。また、電気自動車の高電圧回路に関わる点検・整備を行う作業者には、低圧電気取扱いの特別安全教育の受講が義務付けられています。
2. i-MiEV には、通常の鉛電池 12V (補機用バッテリー) と専用の高電圧電池 330V (駆動用バッテリー) の 2 種類のバッテリーユニットが搭載されています。使用済みとなった i-MiEV を解体する場合には、この 2 種類のバッテリーユニットを取外してください。通常の鉛電池の取扱いは、通常の自動車用鉛電池と同様に取外し、処理をしてください。
3. i-MiEV 駆動用バッテリーを取外す際の重機による解体の禁止
使用済みとなった車の駆動用バッテリーは基本的に充電状態にあり、バッテリーユニット本体が破損した場合、スパークや発火、液漏れ事故の原因となるため、ニブラー (自動車解体機) や重機など、駆動用バッテリー本体を破損させる恐れのある方法で取り出すことは絶対にしないでください。
4. i-MiEV 駆動用バッテリーの引き取りをお断りする場合
当マニュアルに従わず、意図的に駆動用バッテリーを分解したもの、あるいは重機等を使用して取外したために破損したものなどは、駆動用バッテリーの輸送時の安全性確保に支障をきたす恐れがあることから、引き取りをお断りする場合がありますので、あらかじめご注意ください。

1. はじめに

三菱自動車工業株式会社では転売・譲渡等による専用車両以外への i-MiEV 駆動用バッテリー使用（改造等を含む）による事故・損害等については責任を負いかねます。

転売・譲渡等の結果、事故防止を目的とする使用環境の制限、使用条件の制限、設置据付条件の制限、使用前準備の制限、使用者の制限、予測される誤使用の禁止、保守・点検、異常時の処置等についての告知がされないことにより事故が起こった場合、転売・譲渡等をされた解体業者様の製造物責任が問われる可能性がありますので、絶対に転売・譲渡等を行わないでください。

i-MiEV 駆動用バッテリー

廃車から i-MiEV 駆動用バッテリーを取外す際、および取外した後、絶対守っていただきたいこと。

(1) サービスプラグを必ず引き抜いてください（詳細は、別ファイル「i-MiEV 駆動用バッテリーの取外し方法」の該当する項目をご覧ください）。

まず最初に、取外し作業を行う前に、必ずサービスプラグを引き抜いてください。

サービスプラグを抜かずに高電圧部位の解体、高電圧の配線（オレンジ色）およびそのコネクタの取外し、分解、切断などは生命にかかわるような重大な傷害を引き起こす恐れがあり、大変危険ですので、絶対に行わないでください。

(2) 絶対に転売・譲渡・改造等をしないでください。

廃車より取り外された i-MiEV 駆動用バッテリーは安全上の事故防止のため、株式会社 リチウムエナジー ジャパンにより速やかに回収を行っていますので、回収にご協力ください。

適切に回収されずに第三者が i-MiEV 駆動用バッテリーの高電圧部位に触れた場合に、感電事故などが発生する恐れがあり大変危険です。

適切に回収されず、事故が起こる場合として、次のようなことが想定されます。

- 1) 適切に回収されず、不法投棄または放置され、第三者が高電圧部位に触れてしまい、感電事故が発生する。
- 2) 用途（専用の i-MiEV 車）以外で i-MiEV 駆動用バッテリーを使用（改造等を含む）しますと、感電事故、発熱・発煙・発火・爆発事故等が発生し、人体に重大な危害を加える可能性があります。

特に、転売・譲渡等を行いますと、相手方でこれらの危険性が認識されず、事故につながり易くなります。車両から i-MiEV 駆動用バッテリーを取外した後は、速やかに株式会社 リチウムエナジー ジャパンまでご連絡をいただき、回収にご協力ください。

使用済み i-MiEV 駆動用バッテリーの安全な回収にご協力を

i-MiEV 駆動用バッテリー内にはリチウムイオン電池、コンピュータ等を格納しています。

この i-MiEV 駆動用バッテリーの内部は高電圧であり、また重量物ですので、本マニュアルを熟読の上、安全な作業を行ってください。

2. i-MiEV 駆動用バッテリーのリサイクル・回収システム概要

M1008000200022

- (1) i-MiEV 駆動用バッテリーは、リサイクル可能なものです。
- (2) なお、i-MiEV 駆動用バッテリーを搭載したまま車両のソフトプレス等を行うと、発火・発煙などの恐れがありますので、必ず取外して、株式会社 リチウムエナジー ジャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」に連絡してください。

解体業者の皆様の具体的な作業は以下のとおりお願いします。

i-MiEV 駆動用バッテリーの取外し・保管

(別ファイル「i-MiEV 駆動用バッテリーの取外し方法」を必ずお読みください。)

株式会社 リチウムエナジー ジャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」に電話にて回収依頼を行ってください。その際に、i-MiEV 駆動用バッテリーの外観状態(破損等)をお知らせください。

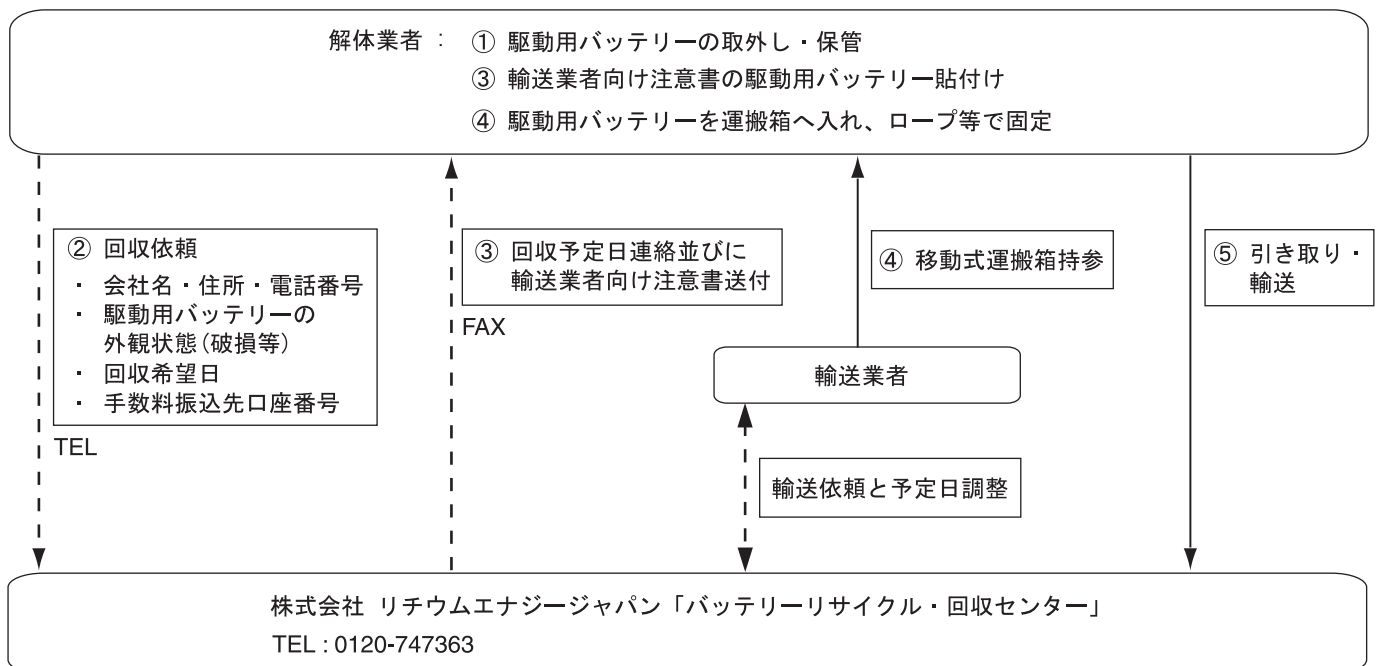
株式会社 リチウムエナジー ジャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」

TEL : 0120-747363

回収予定日のご連絡と運送業者向け注意書を FAX しますので、注意書を i-MiEV 駆動用バッテリーに貼り付けていただくようお願いします。

回収予定日以前に移動式運搬箱を運送業者持参致します。回収予定日までに i-MiEV 駆動用バッテリーを運搬箱へ入れるようお願い致します。運搬箱へは、クレーン等で吊り上げて入れたのち、ロープ等で固定をお願いします。

回収予定日に運送業者が引き取りに伺いますので、運搬箱に入れた i-MiEV 駆動用バッテリーを引き渡してください。



AC902961

i-MiEV 駆動用バッテリー取り外し手数料 : 5,000 円 / 個 (消費税込み 2009 年 7 月現在)

金額は予告無く変更する場合がありますので、ご了承ください。

3. i-MiEV 駆動用バッテリーの保管時の留意点

M1008000300029

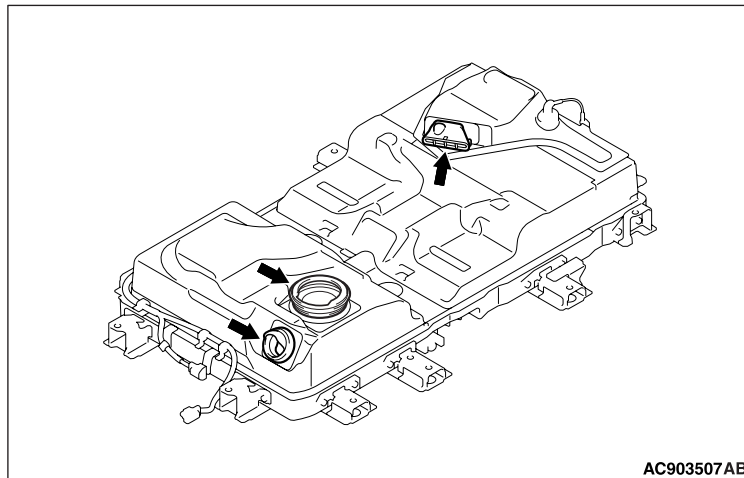
- (1) 正しい取扱いをしないと、生命にかかわるような重大な傷害を受ける恐れがあります。
- 1) 高電圧回路のケーブル類（オレンジ色）や高電圧に関わる部品（高電圧のコーションラベル貼り付け）には不用意に触らない。
 - 2) 高電圧ケーブル類（オレンジ色）は、絶対に切断しない。
 - 3) 抜いたサービスプラグは再度取付けない。
 - 4) 絶縁被覆のない高電圧端子に触れるときは、絶縁手袋を着用し、テスターで電圧が0Vであることを確認する。
 - 5) 破損させるような衝撃を与えない。
（フォークリフト等による突き刺し・高所からの落下等）
 - 6) 取外し後の駆動用バッテリー側端子は、絶縁手袋を着用し、絶縁テープを貼り絶縁する。
 - 7) i-MiEV 駆動用バッテリーの分解は絶対にしない。
 - 8) 取外した i-MiEV 駆動用バッテリーは火に近づけたり、60℃ 以上に加熱したりしない。
 - 9) 保管は雨水に濡れない場所にする。
- (2) i-MiEV 駆動用バッテリー付近に液漏れの可能性がある場合、速やかに株式会社 リチウムエナジー ジャパンに連絡し、取扱いについての指示を受けてください。

4. i-MiEV 駆動用バッテリーの運送形態（荷姿）について

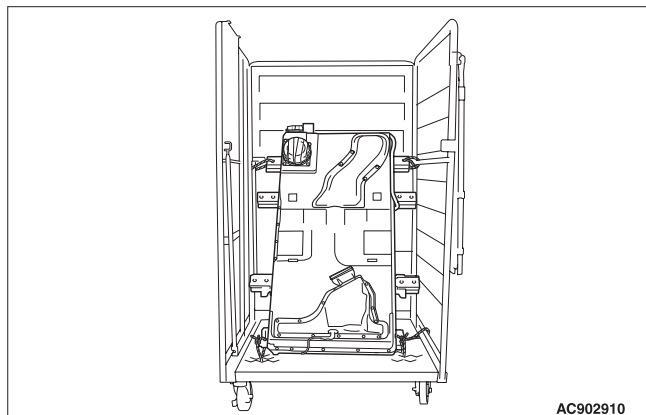
M1008000400026

< お願い事項 >

- (1) i-MiEV 駆動用バッテリー内部に水、異物等が入らないように、送風口周辺（コンピュータユニット部）をビニールシート、ガムテープ等でカバーしてください。



- (2) ガムテープ等に「サービスプラグ取外し済み」と表示してください。
- (3) 外観状態により輸送業者が駆動用バッテリーを入れる移動用運搬箱を持参する場合があります。運搬箱へは、クレーン等で吊り上げてくれたのち、ロープ等で固定をお願いします。



約款

使用済みとなった i-MiEV 駆動用バッテリー回収・リサイクルについて、以下のとおり定めます。本マニュアル記載事項をご理解の上、安全な回収にご協力ください。

1. 回収対象バッテリー

株式会社 リチウムエナジージャパンが製造した i-MiEV 駆動用バッテリーで、使用済みとなったものとしします。

2. 回収対象とする排出事業者

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第 60 条に定める解体業の許可を有する解体業者、および自動車整備業者（以下、合わせて排出事業者）から排出されたものを回収いたします。

3. 回収対象駆動用バッテリーの引き渡し要領等

まずは、株式会社 リチウムエナジージャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」にご連絡ください。

株式会社 リチウムエナジージャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」が、排出事業者様から回収依頼連絡を受けた場合、排出事業者様宛に、引取先会社名、住所、電話番号、電話番号 駆動用バッテリーの外観状態
引き取り希望日 取外し手数料振込み先口座番号をお聞きいたします。

併せて、運送業者向け注意書の駆動用バッテリーへの貼り付け表示を依頼させていただきますので、駆動用バッテリーに貼り付けてくださいますようお願いいたします。

後日、運送業者が伺いましたら駆動用バッテリーを引き渡してください。

4. 運送形態（荷姿）

株式会社 リチウムエナジージャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」に回収依頼連絡をしていただいた際に、運送形態（荷姿）をご案内いたします。なお、駆動用バッテリーは、1 個単位から引き取ります。

5. 引き渡し先に関する注意

排出事業者様が、株式会社 リチウムエナジージャパン「バッテリーリサイクル・回収センター」に連絡することなく、独自に運送会社に引き渡した場合は、すべての必要費用は排出事業者様のご負担となりますので、ご注意ください。

また、当マニュアルに従わず、意図的に駆動用バッテリーを分解したもの、あるいは重機等を使用して取外したために破損したものなどは、駆動用バッテリーの輸送時の安全性確保に支障をきたす恐れがあることから、引き取りをお断りする場合がありますので、あらかじめご注意ください。

6. 駆動用バッテリーの所有権

駆動用バッテリーの所有権は、排出事業者様が、運送業者に引き渡した時点で、排出事業者様から株式会社 リチウムエナジージャパンに移転するものとします。

7. 駆動用バッテリーを引き渡した後の処理の確認方法

駆動用バッテリーを運送業者に引き渡した後の適正処理状況（確実に回収され株式会社 リチウムエナジージャパンに引き渡されたこと）は、荷送り伝票の伝票番号により照会することができます。

(2009 年 7 月) 本マニュアルの内容は予告なく変更する場合があります。